

[ホーム](#) / [お知らせ](#) / 中小企業庁 事業再構築補助金【随時更新】

中小企業庁 事業再構築補助金【随時更新】

2021年02月04日

相談・情報提供

最終更新日:2021年02月04日

(中小企業庁 稲垣)

事業の再構築に挑戦する事業者のみなさまへ

下記のとおり、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

なお、事業再構築補助金の申請に必要なGビズIDプライムの発行には、申請から通常2～3週間要します（発行申請の状況によっては、3週間以上要する場合がございます）。本補助金のご活用をお考えの方は、事前のID取得をお勧めします。

主な更新部分は以下の通りです。

2月4日:特別枠の創設を追記。

※最新情報が閲覧できない場合は、中小企業庁ミラサポ**plus**に登録したIDでログインすると閲覧できる場合があります。

記

制度の概要

PR資料はこちらをクリックしてください

[PR資料はこちらをクリック](#)

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

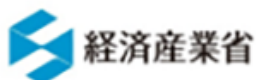
緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

→ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

→ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

→ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

→ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

→ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

→ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

→ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

→ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

→ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

→ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

→ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

→ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

→ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

→ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GピスIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「**経営革新等支援機関認定一覧**」をご覧ください。→ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
(経済産業省HP)



特別枠の創設

事業再構築補助金の特別枠の創設

通常枠

【要件】

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して**10%以上減少**していること。
- 自社の強みや経営資源（ヒトモノ等）を活かしつつ、「事業再構築指針」に沿った**事業計画を認定支援機関と策定**すること。
- 事業終了後3～5年で**付加価値額**又は、従業員一人当たり付加価値額の**年率平均3.0%以上増加**の達成を求める。

対象事業者	類型	補助上限	補助率
中小企業	通常枠	6,000万円	2/3
	卒業枠	1億円	2/3
中堅企業	通常枠	8,000万円	1/2※4,000万円超は1/3
	グローバルV字回復枠	1億円	1/2

特別枠

【要件】

- **通常枠の要件に加え**、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が**対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少**していること。

【メリット】

- **事業規模に応じて補助上限を設定**した上で、**補助率を中小企業3/4**（通常枠：2/3）、**中堅企業2/3**（通常枠：1/2）に引き上げ。
- 通常枠より**迅速な審査・採択**を行うとともに、特別枠で不採択の場合でも、**通常枠で再審査**を受けることが可能。

従業員数	補助上限	補助率
5人以下	500万円	中小企業： 3/4 中堅企業： 2/3
6～20人	1,000万円	
21人以上	1,500万円	

※通常枠、特別枠ともにGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。 ※3月公募開始予定。

2

上記の「認定支援機関」とは？

※正式名称：認定経営革新等支援機関

認定支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、審査し認定する公的な支援機関です。

具体的には、商工会議所や商工会など中小企業支援者のほか、**中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、金融機関等**が主な認定支援機関として認定されています。



商工会議所、商工会、
中小企業団体中央会 等



中小企業診断士、弁護士、
税理士、会計士 等



地域金融機関 等



認定支援機関に相談すると様々なメリット

認定支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額されます。これにより、中小企業・小規模事業者の皆様の資金調達を支援します。

また、補助金については、認定支援機関が事業計画の実効性を確認することにより申請が可能となるものがあります。



認定支援機関に相談できる課題

認定支援機関には、それぞれの得意分野があります。みなさまの課題に応じて、ピッタリの認定支援機関を見つけましょう。専門分野は主に以下の通りです。



- 創業支援
- 事業計画作成支援
- 事業承継
- M&A
- 生産管理・品質管理
- 情報化戦略
- 知財戦略
- 販路開拓・マーケティング
- 人材育成
- 人事・労務
- 海外展開
- BCP作成支援
- 物流戦略
- 金融・財務
- その他

認定支援機関を検索するシステムはこちら

[認定支援機関を検索する](#)

事業再構築補助金に関するよくあるお問合せ

Q1. 事業概要を教えてください。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を支援する事業です。詳細については[PR資料 \(p.19\)](#) や[概要資料](#) をご確認ください。

Q2. 申請はいつから始まるのか。

現時点では3月を予定しています。今後、詳細な日程についてはHP等を通して公表させていただきます。

Q3. 事業再構築補助金の申請に必要なGビズIDプライムはどのように取得するのか。

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。[GビズIDのHP](#)にある「gBizIDプライム作成」からアカウント発行申請ができます。

GビズIDプライムの発行には、申請から通常2～3週間要します（発行申請の状況によっては、3週間以上要する場合がございます）。本補助金のご活用をお考えの方は、事前のID取得をお勧めします。

Q4. 事業再構築指針や公募要領はいつ公表されるのか。

現時点では未定です。事業者の方々が事前に申請の準備をしていただけるよう、公募開始前には公表することを予定しております。

Q5. 中堅企業の定義はあるのか。

現時点では未定です。公募要領等で提示いたしますのでもうしばらくお待ちください。

Q6. 小規模事業者や個人事業主も対象となるのか。

対象となります。支援の対象となる中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様となります。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q7. 認定支援機関とは何か。

「認定経営革新等支援機関」のことを指します。詳細は中小企業庁のホームページに掲載されている「[認定経営革新等支援機関一覧](#)」をご覧ください。

Q8. 卒業枠とは何か。

事業再構築を通じて中小企業から中堅企業又は大企業へ成長する事業者を支援する特別枠となります。通常枠に比べて、補助上限額を1億円まで引き上げ、より手厚い支援を行います。卒業枠を利用する事業者は①事業再編等、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし中堅企業又は大企業へ成長していただくことが条件となります。

Q9. 売り上げ減少要件の「コロナ以前」とはいつを想定しているのか。また、「任意の3か月」は連続していなければならないのか。

売上高減少要件の具体的な確認方法や考え方は、公募要領等で詳細を提示いたしますのでもうしばらくお待ちください。また、「任意の3か月」は連続している必要はありません。

Q10. ものづくり補助金などの他の補助事業との併用は可能か。

原則として、同一の事業や機械装置等に対して、複数の国の補助金を受給することはできません。ただし、他の国の補助事業とは別の事業を行う場合は、補助対象となり得ます。

Q11. 認定支援機関への報酬は必要か。また、報酬は補助対象となるのか。

中小企業庁が認定支援機関への報酬を必須とするような要件は設けていません。それぞれご利用頂く機関と御相談下さい。また、補助金申請の際の資料作成に係る経費（認定支援機関に対する事業計画策定のためのコンサル料等）は補助対象外となります。

Q12. 申請に際して、概要資料の「対象」に記載されている3点（①売上高の減少 ②認定支援機関等と事業計画を策定 ③付加価値額の増加）は全て満たす必要があるのか。

全て満たす必要があります。③については、当該条件を満たす事業計画を策定していただくこととなります。

Q13. 付加価値額の定義は何か。また、付加価値額増加の要件を達成できなかった場合、補助金の返還等のペナルティはあるのか。

付加価値額の定義は、営業利益、人件費、減価償却費を足したものとする予定です。補助金の返還等のペナルティについては、現時点では未定です。

申請には**jGrants**（電子申請システム）での受付を予定しています。
GビズIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前の**ID**取得をお勧めします。

GビズID紹介動画

GビズID紹介動画（メリット編）



GビズID紹介動画（メリット編）

GビズID紹介動画（アカウント作成編）



GビズID紹介動画（アカウント作成編）

関連情報

持続化補助金 【次回締切：2021年2月5日】

持続化補助金 採択結果



（中小企業庁 稲垣） 事業者のみなさま 持続化補助金の「コロナ特別対応型」について、令和2年4月28日から募集を開始しており、10月2日に第3回公募分を締め切りました。申請のあった52,529 ... 続きを読む



ミラサポplus 補助金・助成金 中小企業支援サイト

0

持続化給付金

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/318>

（制度ナビ）

家賃支援給付金

<https://yachin-shien.go.jp/>

（事務局HP）

貸借借契約の当事者のみなさま（法務省）